［五～九　略］

十　私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十三条の二第一項の一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

十一～十六　［略］

第二十一条の二　法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

［一～六　略］

七　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

2　法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

3　法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済連合会に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

4　法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第二十三条の三　法別表四十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　国家公務員共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第八号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

［四・五　略］

六　国家公務員共済組合法附則第十三条の二第一項の一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

七～九　［略］

第二十四条の二　法別表四十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

七　国民年金法附則第九条の三の二第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第三十条の三　法別表五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　略］

十二　地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

［五～九　同上］

［新設］

十～十五　［同上］

第二十一条の二　［同上］

［一～六　同上］

［新設］

2　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

3　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

4　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

第二十三条の三　［同上］

［一・二　同上］

三　国家公務員共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第七号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

［四・五　同上］

［新設］

六～八　［同上］

第二十四条の二　［同上］

［一～六　同上］

［新設］

第三十条の三　［同上］

［一～十一　同上］

十二　地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十四号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務